

平成28年(ヨ)第1号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止仮処分命令申立事件

債権者 岩下和雄 外

債務者 長崎県 外

第8準備書面

～被保全権利についての追加主張②～

平成28年8月31日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

債権者ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄

同 板 井 優

同 高 橋 謙 一

同 魚 住 昭 三

同 平 山 博 久

同 緒 方 剛

同 毛 利 倫

同 田 籠 亮 博

同 八 木 大 和

同 鍋 島 典 子

同 中 川 拓

債権者ら訴訟復代理人弁護士 井 上 恵 梨

第1 債権者らの主張する被保全権利と債務者らの反論

1 本件申立において債権者らが主張する被保全権利は、①生命・身体の安全、②人間の存在そのもの、③人格権および④税金を有効かつ適切に利用される権利である。そして、人格権の一部として、(a)生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利、(b)人間の尊厳を維持して生きる権利、(c)良好な環境の中で生活を営むまたはその環境を享受する権利である。

2 債務者らの反論

これに対し、債務者ら特に債務者佐世保市は、債権者らが主張する②、③(c)および④の被保全権利に対しては「差し止め請求の根拠となり得る私法上の権利とはいえない」と主張し、①、③(a)、③(b)の被保全権利に対しては「具体的な権利侵害の事実もない」と主張している。

第2 差し止めの根拠となりうる権利であること

(②、③(c)および④の被保全権利)

1 債務者らは、「差し止め請求の根拠となり得る私法上の権利とはいえない」と主張するにあたり、債権者らの主張する被保全権利は、「権利の内容はいずれも一般的抽象的であり、各個人の権利の対象となる権利の範囲・共有者の範囲・裁判の効力の及ぶ範囲がいずれも不明確で、民事上の差し止め請求を基礎づけるだけの具体的な法的権利とは到底言えない」として、差し止め請求の根拠となりうる私法上の権利とはいえないと主張する。

2 しかし、②人間の存在そのものとは、人間が尊厳ある一個の個人として幸福を求め自律的に生きる権利であり、「人が人として生きること」を意味する。そして、憲法は、個人の尊重及び生命、自由、幸福追求権の尊重を掲げており、また、健康で文化的に生きる権利も掲げている。そうすると、一個の個人として、何をもって幸福とし、どのような生活を送りどのような人生を生きるのか、その選択は人間の生存そのものとして憲法上保障される権利である。

そして、この憲法上保障される権利は、人格権の上位に位置する権利であって、決して侵すことのできない権利であるから、当該権利が差し止めの根拠となり得ることは言を俟たない。

そして、債権者目録備考欄1の債権者らの、こうばるでの生活および今後こうばるで培われるはずであった人生は、人が人として生きる権利であり、人間の存在そのものであり、憲法上保障される権利である。

そのため、権利の内容として不明確という債務者らの反論はあたらず、この権利を侵害する工事の差止は認められる。

3 次に、③(c)良好な環境の中で生活を営む権利またはその環境を享受する権利についても、人格権の一部として保障される権利である。人格権とは、

個人の生命、身体、精神および生活に関する利益の総体であるところ、人間は自然の営みによって生かされており、自然および良好な環境で生きる権利は近年ますますその重要性が注目されているところであり、人格権の一部としての地位を確立したといえる。

そのため、人格権に基づく妨害予防及び妨害排除請求として差し止め請求ができる以上、人格権の一部であるところの良好な環境の生活を営む権利またはその環境を享受する権利も差し止め請求の根拠となりうる。

そして、本件において、付け替え道路工事および石木ダム関連工事によって破壊されるのは、道路工事によって破壊される山林であったり、石木ダムによって破壊される多種多様な生物の生態系である。そして、債権者らは、このようなこうばるの自然の中で生活を営んだり、その自然を享受する権利を主張しているのであるから、その権利の内容も明確である。

- 4 また、④税金を有効かつ適切に利用される権利についても、県や市が県民および市民から集めた税金をもって運営され、県民および市民の社会保障や生活を支えていることから、税金を有効かつ適切に利用される権利が人格権とは別個の権利として保障されている。そして、個人それぞれが税金を支払い、県政および市政の元で生活をしている以上、税金を有効かつ適切に利用される権利は、税金を支払って県政市政の元生活をしている個人個人に帰属する権利である。

そのため、仮に、石木ダム建設工事その他関連工事に関する税金の支出が議会の承認を得るなどの手続きを経ていたとしても、その支出が真に必要ながなく税金の無駄遣いである場合は、税金をお有効かつ適切に利用される権利の侵害となるのは明らかである。

- 5 以上から、上記各権利は差し止め請求の根拠となる権利である。

第3 権利侵害の事実

(①、③(a)および③(b)の被保全権利)

- 1 債務者らは、債権者らが主張する上記各権利について、具体的な権利侵害事実がないと主張する。
- 2 すなわち、①生命身体の安全および、③(a)生命・身体の不安におびえずに平穏に生きる権利について、石木ダム建設事業が進められることにより本来あるべき治水対策が行われれないという因果関係は存在しないと主張している。

しかし、債務者らは、河川改修が行われれば過去に起こったいずれの降雨によっても水害は発生しないと認めておきながら、石木ダムの建設に固執して未だに河川改修を行わないなど、人々の生命身体の安全への危険を惹起している。

また、多目的ダムは、治水と取水という相反する目的を有するため、ダムに短時間かつ大量に降雨した場合、ダムの容量を超えた水がダムから溢れたり決壊したりして、一気に大量の水が流れ出す恐れがある。そして、石木ダムも例外ではなく、そのときには、治水をダムに頼りきりにしていることから、他の安全対策がとられず、かえってその流域に生活する人々の生命身体の安全を害することとなる。

そのため、このまま道路工事及び石木ダム建設関連工事が進められると、生命身体へ危険が生じるおそれがあり、また、生命・身体の不安におびえずに平穏に生きる権利の侵害となる。ゆえに、具体的な権利侵害事実が認められる。

- 3 また、③(b)人間の尊厳を維持して生きる権利について、個人の生命、身体、精神および生活に関する利益の総体としての人格権に含まれる権利であるが、まさに、付け替え道路工事およびその他ダム工事によって区切られようとしているこうばるという土地で生きることが、こうばるで暮らす人々の尊厳の根幹をなす。

そして、債務者らは、道路工事および石木ダム建設関連工事によって債権者らのこれらの権利が侵害される具体的事実はないと主張するが、これらの工事によって、こうばるの地域が「ダム」として変貌させられ、その土地で生活をする事が出来なくなることは明らかであるから、これらの工事がこうばるで暮らす人々の人間の尊厳を維持して生きる権利を侵害することは明らかである。

第4 差し止めの可否の判断には侵害行為の必要性が判断されること

そして、上記のように、債権者らの権利侵害の事実が存在する以上、差し止め請求の可否を判断するには、債権者ら第6準備書面でも述べたように、侵害行為の態様や侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度を含めて総合的に検討・判断する必要がある。そのため、本件仮処分においては、道路工事およびダム建設工事の必要性、すなわち、石木ダムの必要性についての審理が必須である。

そして、債権者らが第3準備書面、第4準備書面にて石木ダム建設工事及び関連工事の必要性がないことを明らかにしたのに対し、債務者らは有効な反論をせず、また、有効な反論を行う権利を放棄している。

そうであるならば、石木ダム建設工事及び関連工事の必要性がないことが認められるのであるから、債務者らは必要性のない工事によって債権者らの権利を侵害していることになり、債権者らの差し止め請求は認められる。

以上